別表十二（十八）　記載要領

1　この表のⅠは、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号(1)及び第３号において「令和６年旧震災特例法」という。）第18条の３第３項又は第４項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「均等益金算入額 ⑷×$\frac{\text{⑸}}{\text{120又は60}}$」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　平成28年４月１日以後に令和６年旧震災特例法第18条の３第１項の指定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）附則第103条第２項（再投資等準備金に関する経過措置）に規定する旧指定を受けた法人にあつては「120又は」を消し、同日前に同項に規定する旧指定を受けた法人にあつては「又は60」を消すこと。

⑵　分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載すること。

3　この表のⅡは、法人が令和６年旧震災特例法第18条の４第１項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載すること。

別表十一(四)の記載要領第１号中「が租税特別措置法」の次に「第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(3)において「令和８年旧措置法」という。）」を加え、「次号(4)」を「次号(5)」に、「次号(5)」を「次号(6)」に改め、同号ニ中「から(5)」を「から(6)」に改め、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)中「(4)に」を「(5)に」に、「(3)及び(4)ハ」を「(4)及び(5)ハ」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

⑵　その適用を受ける法人が令和８年４月１日以後に譲渡をした資産が租税特別措置法第65条の７第１項の表の第２号の上欄（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）に掲げる資産に該当する場合において、その法人が同日以後に取得をした又は同日以後に取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当するとき　60

別表十四(一)の記載要領第１号中「（平成23年政令第112号）」を削る。

別表十四(一)の表を次のように改める。